

海神会関東支部会則

第1章 総 則

第1条（名 称） 本会は、神戸大学海洋政策科学部同窓会関東支部、「海神会関東支部」と称する。（以下「当支部」という）

第2条（事務局） 当支部は事務局をおく。（事務局は事務局長自宅内におく。）

第3条（拠 点） 当支部の活動拠点は神戸大学六甲クラブとする。

第2章 目的及び事業

第4条（目 的） 当支部は、会員相互の交流・親睦並びに母校の教育・研究への援助を行い以て海事科学技術などの発展に寄与する。また、支部地域の関連諸団体との関係を推進する。

第5条（事 業） 当支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部会誌の発行、会員名簿の整備及び同窓会集会の開催。
- (2) 海洋会本部との交流
- (3) 神戸大学学友会東京支部との交流連携
- (4) その他、当支部目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第6条（支部会員） 当支部は、神戸商船大学並びに神戸大学海事科学部・海洋政策科学部卒業者の内、次の都県に在住する者を以て構成する。

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
- (2) その他、総会において入会を認めた者

第4章 役 員

第7条（役 員） 当支部に、次の役員を置く。また、当支部役員は同窓会役員との兼任もあり得る。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事（会計監査） 2名
- (5) 顧問 若干名

第8条（役員の選任等） 支部長、副支部長は、理事の互選によって選出し、総会において承認される。

- 2 当支部の理事は、支部会員の中から選出し、理事会において承認される。
- 3 当支部の監事は、支部会員から選出し、理事会において承認される。
- 4 当支部の顧問は理事会の同意を得て支部長が委嘱する。

第9条（役員の職務） 当支部の役員は次の職務を行う。

- (1) 支部長は当支部を代表し、支部の会務を総理する。
- (2) 副支部長は、支部長の職務を補佐し、支部長に事故等ある時は支部長の職を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、理事会の決議に基づき会務を分担し業務を執行する。
- (4) 監事は理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査すると共に財産及び会計を監査する。
- (5) 顧問は支部長の諮問に応じて意見をのべ、また会議に出席して意見を述べることができる。

第10条（役員の任期） 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、支部長は2期4年を限度とする。

第5章 会議等

第11条（会議等） 当支部に、次の会議等を置く。

- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 特別委員会・幹事会 (4) 事務局

第12条（議決） 各会議の議決は出席会員の過半数で決める。可否同数であるときは議長の決めるところによる。

第13条（総会） 総会は当支部最高の決議機関であり、原則として毎年1回開催し支部長が召集する。

- 2 総会は、支部会員で構成し、議長は支部長とする。
- 3 総会において、議決または承認する事項は次のものとする。
 - (1) 会則の制定及び改正、細則または規定の制定及び改正
 - (2) 支部長の承認
 - (3) 事業報告及び事業計画
 - (4) 会計決算・会計監査報告及び予算
 - (5) 総会の議決が必要であると認められた事項

第14条（理事会） 理事会は、理事（支部長、副支部長を含む）・監事を以て構成し、支部長が召集する。また議長は支部長とする。

- 2 理事会は、年1回以上開催し、当支部業務について審議を行い執行する。

第15条（特別委員会・幹事会） 当支部の企画または執行に必要な場合、各種特別委員会・幹事会を設置する。

- 2 各種特別委員会の運営・構成員・期限は理事会で決定する。
- 3 幹事会は当支部の円滑な運営のため支部長の諮問委員会として設置し、委員は支部長が指名する。

第16条（事務局） 理事のうち1名は事務局長として当支部の事務業務全般を管掌し、他1名は会計業務を担当して事務局長を補佐する。

第17条（連絡網） 当支部は原則としてクラス単位組織を基に、扇状連絡網を構築し、情報の迅速な伝達を図るものとし、ネットワーク構築を推進する。

第6章 財務および会計

第18条（会計年度） 当支部の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第19条（経費） 当支部の運営に要する経費は、同窓会支部運営支援費・その他の収入をもってあてる。

- 2 本章の運用に関する細目は別に定める会計管理規定による。

第20条（監査） 監事は、毎年1回以上当支部の財産及び会計の監査を行う。

第7章 その他

第21条 初代の支部長、理事及び監事については、本支部設立総会にて承認される。

附則 本会則は平成17年9月20日から仮施行し、総会承認後施行する。

本会則は平成19年6月8日一部改正、同日施行する。

本会則は平成21年6月29日一部改正、同日施行する。

本会則は平成24年6月29日一部改正、同日施行する。

本会則は平成26年6月27日一部改正、同日施行する。

本会則は平成27年6月26日一部改正、同日施行する。

本会則は令和6年9月28日一部改正、同日施行する。